

農業委員会だより

農業委員会総会(許認可業務の審議会)が開催されました。

町農業委員会では、11月24日仲里庁舎において、平成29年度第8回農業委員会総会を開催し、農業者等からの申請のありました案件を審議しました。

①農地法第3条の規定による 許可申請→1件

審議の結果許可されました。

平成29年度第10回(1月)農業委員会総会 開催日 → 1月25日(木)

許可申請書及び届出書等の申請提出 締め切り日 → 1月15日(月)

農家の皆様へ

農地の売買、贈与、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

この手続きを行わないと、農地の権利移動は無効となります。また、耕作証明書等各種証明書の交付が出来ない場合があります。

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやりたい方は、まずは農業委員会へご相談下さい。

| お問い合わせ | 久米島町農業委員会 | ☎985-7134 |

新成人のみなさんへ

成人おめでとございます。

20歳になったら国民年金に加入しましょう。

国民年金は、「年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなできよう」という考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金が受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎ 将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎ 老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入

者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

国民年金加入のQ&A

Q.国民年金の加入手続きはどこですか?

A.20歳になったら町役場または年金事務所窓口で手続きをしてください。

Q.毎月の保険料は

A.月額16,490円です。(平成29年度)

Q.毎月の保険料を払えない。どうすればいい?

A.国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。(学生納付特例制度、若年者納付猶予制度)役場、年金事務所にご相談ください。手続きをしないと老後の年金が受け取れなかったり、不慮の事故等により障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

学生納付特例制度

● 学生の方の保険料納付が猶予されます。学生納付特例の期間は年金を受け取るための期間として計算されますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

● 所得のめやす

本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保障料控除額

納付猶予制度

● 50歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます。納付猶予の期間は年金を受け取るための期間として計算されますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

● 所得のめやす

本人、配偶者の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

※ 学生の方はこの制度利用できません。

※年金手帳を大切に! 年金手帳は一生使いますので大切に保管しましょう。

お 問 合 せ

久米島町役場 福祉課 保険・年金班 ☎098-985-7124

